(公印·契印省略)

総政企第 125 号 令和7年5月16日

> 総務大臣 村上 誠一郎

諮問第194号 経済産業省企業活動基本調査の変更について (諮問)

標記について、令和7年5月1日付け20250425統第1号により経済産業大臣から別添「基 幹統計調査の変更について(申請)」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判 断するに当たり、統計法(平成19年法律第53号)第11条第2項において準用する同法第9 条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

# (参考: 別添申請関連書類の目次)

1.	申請書
2.	申請事項記載書(注:調査計画の新旧対照表)
	▶ 本文部分····································
	➤ 調査票(本社企業調査票)の新旧対照表8
	⇒ 調査票(海外現地法人調査票)の新旧対照表 ······11
	▶ 集計事項一覧の新旧対照表 ······15
3.	変更後の調査計画(注:申請内容を反映した令和8年調査以降の調査計画)
	➤ 本文部分····································
	➤ 調査票(海外現地法人調査票) · · · · · · · · · · · · · · · · · · 30
	▶ 集計事項一覧····································
4.	経済産業省企業活動基本調査の必要性について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

官印省略20250425統第1号令和7年5月1日

総務大臣殿

# 経済産業大臣

# 基幹統計調査の変更について (申請)

下記調査の変更について、統計法(平成19年法律第53号)第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

経済産業省企業活動基本調査

主管部課	経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・企業統計室
事務担当者	佐伯 百合加
	電話:03(3501)9945
	e-mail:bzl-s-choto-kozokigyotokei@meti.go.jp

# 申請事項記載書

- 調査の名称
   経済産業省企業活動基本調査
- 2 変更の内容

	変更案		変更前	変更理由
3 調査対象の	範囲	3 調査対象の	)範囲	
<別表>		<別表>		
N-生活関連 サービス業、 娯楽業	日本標準産業分類に掲げる中分類78-洗濯・理容・美容・浴場業(小分類785-その他の公衆浴場業を除く。)、中分類79-その他の生活関連サービス業(小分類791-旅行業及び細分類7999-他に分類されないその他の生活関連サービス業を除く。)、小分類801-映画館、小分類804-スポーツ施設提供業(細分類8041-スポーツ施設提供業(別掲を除く)を除く。)及び小分類805-公園、遊園地	N-生活関連サービス 業、娯楽業	日本標準産業分類に掲げる中分類78-洗濯・理容・美容・浴場業(小分類785-その他の公衆浴場業 <u>は</u> 除く。)、中分類79-その他の生活関連サービス業(小分類791-旅行業及び細分類7999-他に分類されないその他の生活関連サービス業 <u>は</u> 除く。)、小分類801-映画館、小分類804-スポーツ施設提供業(細分類8041-スポーツ施設提供業(別掲を除く)を除く。)及び小分類805-公園、遊園地	・「〜を除く」と表記をそろえるための修正
(1) 報告を求 照) 【本社企業調	る事項及びその基準となる期日又は期間 水める事項(詳細は調査票(別添1)を参 査票】 称、所在地及び法人番号	(1)報告をオ 照)	める事項及びその基準となる期日又は期間 対める事項(詳細は調査票(別添1)を参 名称、所在地及び法人番号	<ul><li>・本社企業調査票及び海外現 地法人調査票創設による追記</li></ul>

変更案	変更前	変更理由
②資本金額又は出資金額	②資本金額又は出資金額	
③企業の設立形態及び設立時期	③企業の設立形態及び設立時期	
④最近決算期間の組織再編行為の状況 *	④最近決算期間の組織再編行為の状況 *	
⑤企業の決算月	⑤企業の決算月	
⑥事業組織及び従業者数	⑥事業組織及び従業者数	
⑦親会社、子会社・関連会社の状況 〇*	⑦親会社、子会社・関連会社の状況 〇*	
⑧資産・負債及び純資産並びに投資 ○*	⑧資産・負債及び純資産並びに投資 ○*	
⑨事業内容 *	⑨事業内容 *	
⑩取引状況 *	⑩取引状况 *	
⑪事業の外部委託の状況 *	①事業の外部委託の状況 *	
②研究開発、能力開発 *	⑫研究開発、能力開発 *	
⑬技術の所有及び取引状況 ○*	⑬技術の所有及び取引状況 ○*	
⑭企業経営の方向 ○	⑭企業経営の方向 ○	
〔集計しない事項の有無〕 無□ 有■	〔集計しない事項の有無〕 無□ 有■	
企業の名称及び法人番号は、事業所母集団データベ	企業の名称及び法人番号は、事業所母集団データ	
ースに登録し、同データベースを充実させるために用	ベースに登録し、同データベースを充実させるため	
いるものであり、集計は行わない。	に用いるものであり、集計は行わない。	
【海外現地法人調査票】	(新設)	
① 現地法人の概要		<ul><li>我が国企業のグローバルな</li></ul>
② <u>出資状況</u>		事業活動を把握する必要があ
③ <u>操業状況</u>		るため、海外現地法人調査票
④ 解散、撤退、出資比率の低下の時期		を創設する。
⑤ 雇用の状況		
⑥ 事業活動の状況 *		
⑦ 費用、収益・利益処分、研究開発の状況 *		
⑧ 設備投資の状況 *		

変更繁	変更前	変更理由
<ul> <li>〔集計しない事項の有無〕 無□ 有■</li> <li>・現地法人の概要のうち「現地法人名」は、法人の識別等に用いるものであり、集計は行わない。</li> <li>・現地法人の概要のうち「決算月」は、報告された損益計算書項目等の内容の審査で用いるものであり、集計は行わない。</li> </ul>		
<ul> <li>(2) 基準となる期日又は期間</li> <li><u>毎年3月31日現在。</u>ただし、(1)において「*」を付した事項については、原則として、最近決算期の1年間とする。また、「○」は最近決算期末時点によって行う。</li> </ul>	<ul> <li>(2) 基準となる期日又は期間 <u>毎年6月1日現在によって行う。</u>ただし、(1) において「*」を付した事項については、原則として、最近決算期の1年間とする。また、「○」は最近決算期末時点によって行う。</li> </ul>	・経済構造実態調査との同時 実施を取りやめ、単独で実施 すること及び統計利用者から の要望も踏まえ、3月31日現 在に変更する。
<ul> <li>6 報告を求めるために用いる方法</li> <li>(1)調査系統         経済産業省-民間事業者-報告者</li> <li>(2)調査方法         ■郵送調査        ■オンライン調査(■政府統計共同利用システム □独自のシステム □電子メール)         □調査員調査 □その他( )</li> </ul>	<ul> <li>6 報告を求めるために用いる方法         <ul> <li>(1)調査系統</li></ul></li></ul>	・下記(2)の変更に伴う修正 ・単独で実施することに伴い、経済構造実態調査との同時・一体的実施のための独自システムの利用を取りやめ。
〔調査方法の概要〕	〔調査方法の概要〕	

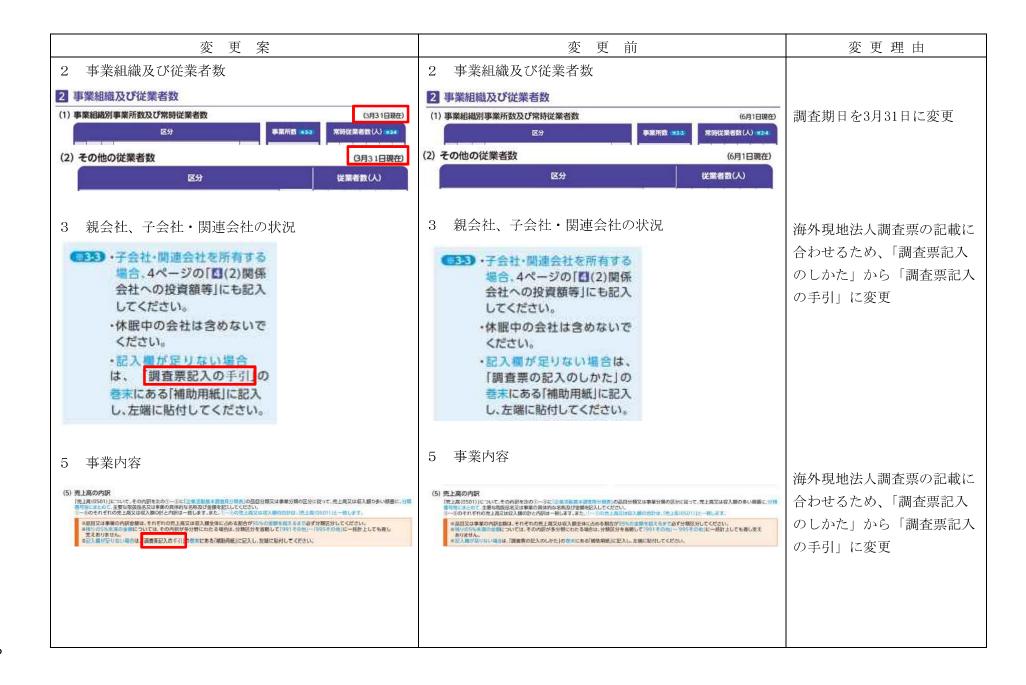
変更案	変更前	変更理由
ア調査票の配布及び回収	ア調査票の配布及び回収	)
企業活動基本調査は、経済産業省が業務を委託した民間	企業活動基本調査は、経済産業省が業務を委託した調査	
事業者が調査票を報告者に郵送し、回収することにより行	実施事業者が調査票を報告者に郵送し、回収することによ	・同上
う。	<u></u>     り行う。	
ただし、報告者が政府統計共同利用システムにより報告	ただし、報告者が政府統計共同利用システム又は政府統	
した場合は、当該システムから報告内容を入手する。	計オンラインサポートシステムにより報告した場合は、当	
	   該システムから報告内容を入手する。	
イ 他統計調査からのデータ移送	イ 他統計調査からのデータ移送	
(削除)	①調査企業のうち経済構造実態調査規則(平成31年総務	・経済構造実態調査からのデ
	省・経済産業省令第1号)第6条に規定する調査の対象に	ータ移送によらず、本調査で
	該当するものであって、企業活動基本調査は、5 (1)②	直接把握することとしたため
	のうち資本金額にあっては、6(2)アの記載にかかわら	
	ず、経済産業大臣が、経済構造実態調査規則第8条の規定	
	により総務大臣及び経済産業大臣に提出された経済構造実	
	態調査の調査票から経済構造実態調査規則第7条第1項第	
	1号ハ及び同項第2号ハに掲げる事項に係る内容を電磁的	
	記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては	
	認識することができない方式で作られた記録をいう。以下	
	同じ。)に記録することによって行う。	
(削除)	②調査企業のうち科学技術研究調査規則(昭和56年総理	・科学技術研究調査からのデ
	府令第33号)第4条に規定する調査組織体に該当するも	ータ移送によらず、本調査で
	のであって、企業活動基本調査は、5 (1) ⑫に掲げる調	把握することとしたため
	査事項にあっては、6(2)アの記載にかかわらず、経済	
	産業大臣が、科学技術研究調査規則第8条第3項の規定に	
	より総務大臣に提出された科学技術研究調査の調査票から	

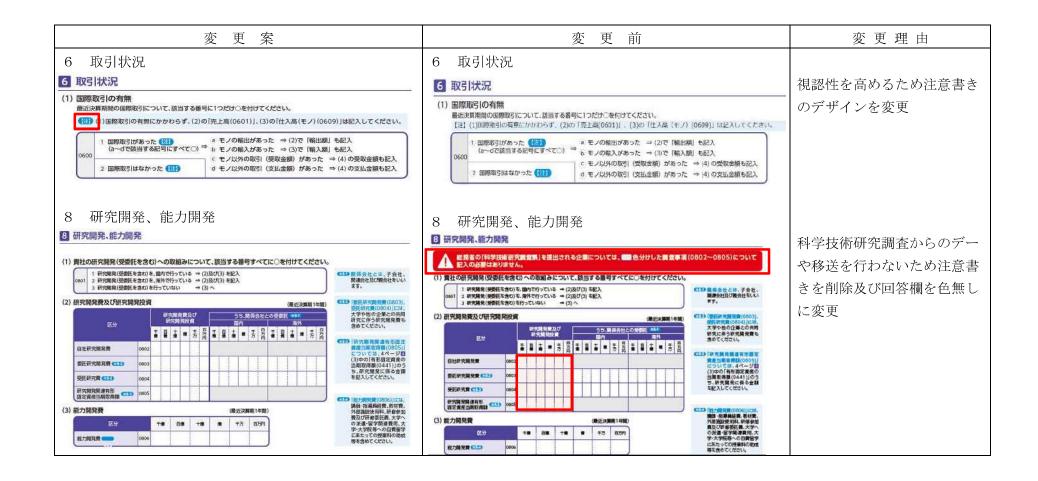
変更案	変更前	変更理由
調査企業のうち法人企業統計調査規則(昭和45年大蔵省令第48号)第5条に規定する調査対象法人に該当するものであって、資本金5億円以上のものに係る企業活動基本調査は、5(1)【本社企業調査票】⑧、⑨に掲げる調査事項にあっては、6(2)アの記載にかかわらず、経済産業大臣が、法人企業統計調査規則第8条第2項の規定により財務大臣に提出された年次別法人企業統計調査の調査票から法人企業統計調査規則第6条第1項第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号に掲げる事項に係る内容を電磁的記録に記録することによって行う。	科学技術研究調査規則第6条第1項第4号イ、ロ及びハに掲げる事項に係る内容を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)に記録することによって行う。  ③調査企業のうち法人企業統計調査規則(昭和45年大蔵省令第48号)第5条に規定する調査対象法人に該当するものであって、資本金5億円以上のものに係る企業活動基本調査は、5(1)⑧、⑨に掲げる調査事項にあっては、6(2)アの記載にかかわらず、経済産業大臣が、法人企業統計調査規則第8条第2項の規定により財務大臣に提出された年次別法人企業統計調査の調査票から法人企業統計調査規則第6条第1項第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号に掲げる事項に係る内容を電磁的記録に記録することによって行う。	<ul><li>・①②削除による形式的修正</li><li>・本社企業調査票及び海外現</li></ul>
ウ <u>民間</u> 事業者に委託する業務 <u>民間</u> 事業者に委託する業務は、企業活動基本調査にお ける調査票の送付・回収、督促、照会対応に係る業務と する。	ウ <u>調査実施</u> 事業者に委託する業務 <u>調査実施</u> 事業者に委託する業務は、企業活動基本調査 における調査票の送付・回収、督促、照会対応に係る業 務とする。	
<ul><li>7 報告を求める期間</li><li>(2)調査の実施期間又は調査票の提出期限</li><li>毎年5月中旬~<u>7月中旬</u></li></ul>	<ul><li>7 報告を求める期間</li><li>(2)調査の実施期間又は調査票の提出期限</li><li>毎年5月中旬~<u>6月下旬</u></li></ul>	・報告企業からの要望及び海 外現地法人調査票の創設を踏 まえ期間を変更

変更案	変更前	変更理由
9 調査結果の公表の方法及び期日	9 調査結果の公表の方法及び期日	
(2) 公表の期日	(2)公表の期日	
速報は調査実施期間終了後6ヶ月後の月末までに、	速報は調査実施期間終了後 <u>7</u> ヶ月後の月末まで	  ・現状の公表期日(速報は1
確報は調査実施期間終了後 <u>11</u> ヶ月後の月末までに公	に、確報は調査実施期間終了後 <u>12</u> ヶ月後の月末ま	月末、確報は6月末)を維持
表する。	でに公表する。	するため

# 調查票新旧対照表(本社企業調查票)

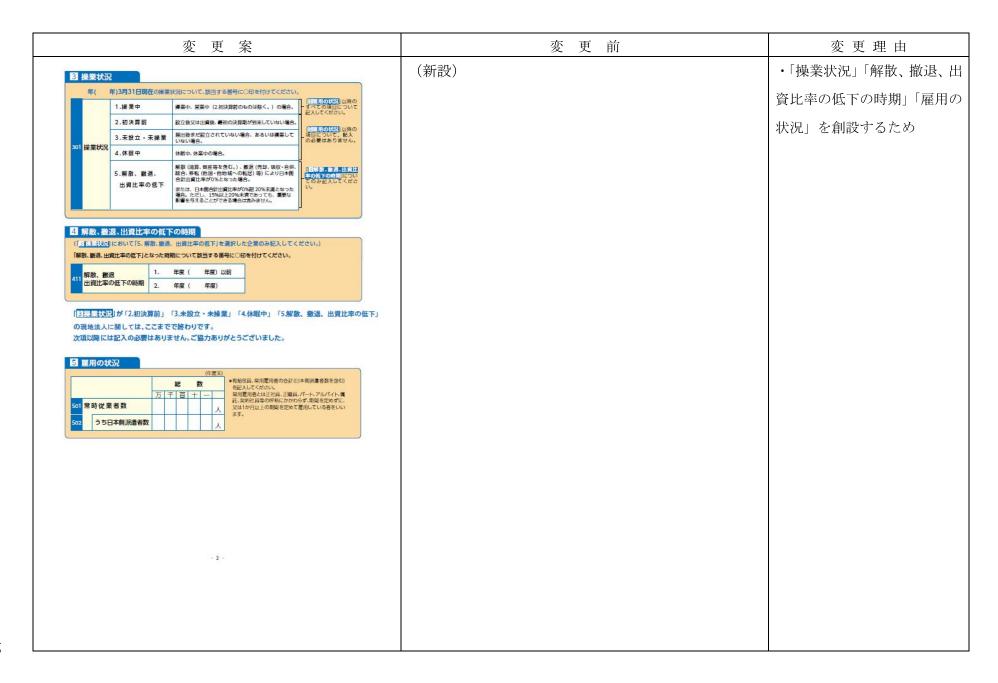
変更案	変更前	変更理由
(調査票名称)  「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	(調査票名称)  「#経済産業省企業活動基本調査  企業活動基本調査票  年6月1日現在	海外現地法人調査票の創設・ 名称変更に伴い変更
(調査期日)  #経済産業者企業活動基本調査  企業活動基本調査本社企業調査票  (事3月31日現在)	(調査期日)  「無経済産業省企業活動基本調査  「政府兼計」企業活動基本調査  「年6月1日現在	調査期日を3月31日に変更
(提出期限)	(提出期限)	調査期限を7月15日に変更
企業活動基本調査 企業活動基本調査本社企業調査票 年3月31日現在 提出期限 年7月15日までに提出してください。	年経済産業省企業活動基本調査  企業活動基本調査  企業活動基本調査  年6月1日現在  年6月1日現在  年6月30日までに提出してください。	
(調査期日)  ・この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査で、調査対象となった企業は製色の義務があります。 ・この調査により報告された記入内容は、独社などといる事務が保護されています。 ・調査票の記入に当たっては、別冊の「調査業定人の手が」に従って、黒又は青のボールベンではっきりと記入してください。 ・調査の明日は 年5月31日現存です。記入内容は基が実験明の数量によって記入してください。 なお、決算期変更の場合は [調査素記入の手が] を参照してください。 ・記入すべき金額や数量がない場合は空間とい、四接五入して百万円に満たない場合は「0」を記入してください。 ・あらかじめ印字されている(プレプリント) 項目がある場合は確認の上変更があれば修正してください。	(記書生)日)  ・この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく越幹統計調査で、調査対象となった企業は福告の養意があります。 ・この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されています。 ・調査第の記入に当たっては、別冊の「調査票の記入のしかた」に従って、黒又は青のボールペンではっきりと記入してください。なお、数値は、必ず調査票に定めた単位で記入してください。 ・調査の明日は 年6月1日現在です。記入内容は最近決算側の数値によって記入してください。 なお、決算期変更の場合は、「調査票の記入のしかた」を参照してください。 ・記入すべき金割や数量がない場合は空欄とし、四捨五人して百万円に満たない場合は「0」を記入してください。 ・記入すべき金割や数量がない場合は空欄とし、四捨五人して百万円に満たない場合は「0」を記入してください。	海外現地法人調査票の記載に合わせるため、「調査票記入のしかた」から「調査票記入の手引」に変更 調査期日を3月31日に変更

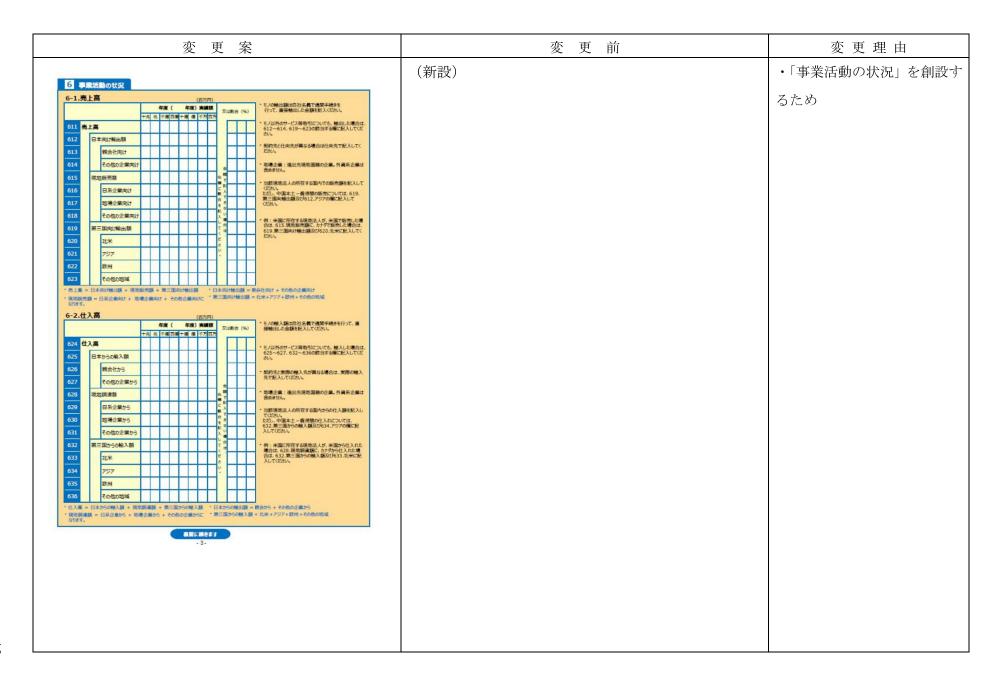


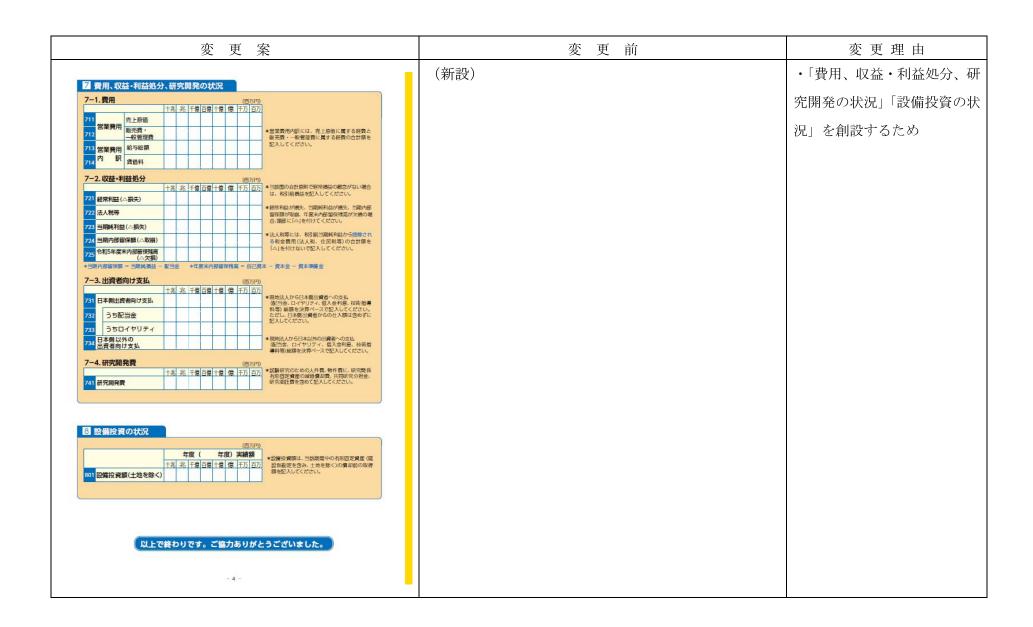


# 調查票新旧対照表(海外現地法人調査票)

変更案	変更前	変更理由
現地 年経済産業省企業活動基本調査	(新設)	・「現地法人の概要」「出資状
企業活動基本調査海外現地法人調査票		況」を創設するため
提出期限 年7月15日 提出期限 年7月15日 提出		
□ この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づ法幹統計調査で、調査対象となった企業は報告の義務があります。 □ この調百の調百時点は 第53号には、終計法により秘密が保護されています。 □ この調百の調百時点は 年3月31日( 年3月31日)現在で記入してください。 年度( 年曜)について記入してください。なお、実績がない場合、または十万円の 他を四結五入してもださい。 □ 金融はすべて円建てとし、右万円未満を即始五入してください。 □ 記入に当たっては「調査票記入の手引し参照してください。 □ 配入に当たっては「調査票記入の手引し参照してください。 □ 配入に当たっては「調査票記入の手引し参照してください。 □ 昨年までにご報告いただいた内でで 1世地法人の概要 12世法人でさい。 □ 第五明は、 年7月15日( 年7月15日)までに到着するように提出してください。 □ 対面 2 年 7月15日( 年7月15日)までに到着するように提出してください。 □ 記入者の氏名 第 番 号		
<b>包 出資状況</b> (件度本、百万円)		
※ 千意 百億 十景 億 千万 百万 (東本金又は出資金)シートを開始的に 横原 七万 百万 (東本金又は出資金) (東本金又は出資金) (東京 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
一備考欄一		
裏面に接きます		







# 集計事項一覧新旧対照表

	変更案	変更前	変更理由
経済産業省企業活動基本調査 集計事項一覧 (確報)		経済産業省企業活動基本調査 集計事項一覧(確報)	
第4巻 海外	<u> </u>	_(新設)_	
第1表	現地法人回収状況(操業状況別)、現地法人企		「第4巻海外現地法人統
	業数(国・地域別)、現地法人企業数(米国・		計表」を創設するため
	州別)、現地法人企業数(中国・省別)、現地法		
	人企業数(設立・資本参加時期別)、現地法人		
	企業数(資本金規模別)、現地法人企業数(日		
	本側出資比率別)、現地法人企業数(売上高規		
	模別)、解散、撤退等現地法人企業数、新規設		
	立現地法人企業数		
	常時従業者数、常時従業者数内訳、売上高、売		
第2表	上高内訳、仕入高及び仕入高内訳、営業費用及		
-	び営業費用内訳、経常利益、法人税等		
	当期純利益、当期内部留保額、内部留保残高、		
第3表	出資者向け支払、社外流出額、研究開発費、設		
	備投資額、財務営業比率		
	現地法人企業数の推移、現地法人常時従業者数		
第4表	の推移、現地法人売上高の推移、現地法人経常		
男 4 衣	利益の推移、現地法人当期純利益の推移、現地		
	法人設備投資額の推移		
※第4巻海タ	ト現地法人統計表の第4表は、令和8年調査公表は		
単年結果のみ	<u> </u>		

# 調査計画 (変更後)

### 1 調査の名称

経済産業省企業活動基本調査

### 2 調査の目的

経済産業省企業活動基本調査(以下「企業活動基本調査」という。)は、企業の活動の実態を明らかにすることにより、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

- (1)地域的範囲(■全国 □その他)
- (2) 属性的範囲(□個人 □世帯 □事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他) 日本標準産業分類の次に掲げる分類に属する事業所を有する企業のうち、従業者50人以上かつ資本金額 又は出資金額3000万円以上のもの(以下「調査企業」という。)

### 〔対象となる分類〕

- ① 大分類C-鉱業、採石業、砂利採取業
- ② 大分類E-製造業
- ③ 大分類Fー電気・ガス・熱供給・水道業(中分類35-熱供給業及び中分類36-水道業を除く。)
- ④ 大分類G-情報通信業(別表に掲げるもの)
- ⑤ 大分類 I 一卸売業、小売業
- ⑥ 大分類 J 一金融業、保険業 (別表に掲げるもの)
- ⑦ 大分類K-不動産業、物品賃貸業(別表に掲げるもの)
- ⑧ 大分類L-学術研究、専門・技術サービス業(別表に掲げるもの)
- ⑨ 大分類M-宿泊業、飲食サービス業 (別表に掲げるもの)
- ⑩ 大分類N-生活関連サービス業、娯楽業(別表に掲げるもの)
- ① 大分類O-教育、学習支援業(別表に掲げるもの)
- ② 大分類R-サービス業(他に分類されないもの) (別表に掲げるもの)

# <別表>

<別表>	
G-情報通信業	日本標準産業分類に掲げる小分類391-ソフトウェア業及び小分類392-
	情報処理・提供サービス業、中分類40-インターネット附随サービス業、
	細分類4111-映画・ビデオ制作業(テレビジョン番組制作業、アニメー
	ション制作業を除く)、細分類4112-テレビジョン番組制作業(アニメ
	ーション制作業を除く)、細分類4113-アニメーション制作業、小分類
	413-新聞業及び小分類414-出版業
J一金融業、保険業	日本標準産業分類に掲げる小分類643-クレジットカード業、割賦金融
	業
K-不動産業、物品賃貸	日本標準産業分類に掲げる中分類70-物品賃貸業(小分類704-自動車賃
業	貸業、細分類7092-音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)及び細分類
	7099-他に分類されない物品賃貸業はレンタルを除く)
L-学術研究、専門・技	日本標準産業分類に掲げる中分類71-学術・開発研究機関、小分類726-
術サービス業	デザイン業、中分類73-広告業、中分類74-技術サービス業(他に分類さ
	れないもの) のうち小分類743-機械設計業、小分類744-商品・非破壊検
	査業、小分類745-計量証明業、小分類746-写真業及び小分類749-その
	他の技術サービス業
Mー宿泊業、飲食サービ	日本標準産業分類に掲げる中分類76-飲食店(細分類7622-料亭、小分
ス業	類765-酒場、ビヤホール及び小分類766-バー、キャバレー、ナイトクラ
	ブを除く)、中分類77-持ち帰り・配達飲食サービス業
N-生活関連サービス	日本標準産業分類に掲げる中分類78-洗濯・理容・美容・浴場業(小分
業、娯楽業	類785-その他の公衆浴場業を除く。)、中分類79-その他の生活関連サ
	ービス業 (小分類791-旅行業及び細分類7999-他に分類されないその他
	の生活関連サービス業を除く。)、小分類801-映画館、小分類804-スポ
	ーツ施設提供業(細分類8041-スポーツ施設提供業(別掲を除く)を除
	く。)及び小分類805-公園、遊園地
O一教育、学習支援業	日本標準産業分類に掲げる細分類8245-外国語会話教授業及び細分類8
	249-その他の教養・技能教授業のうちカルチャー教室(総合的なもの)
R-サービス業(他に分	日本標準産業分類に掲げる中分類88-廃棄物処理業、中分類90-機械等
類されないもの)	修理業(別掲を除く)、中分類91-職業紹介・労働者派遣業、中分類92
	-その他の事業サービス業(小分類922-建物等維持管理業、小分類923-
	警備業及び細分類9295-ペストコントロール業を除く。)

- 4 報告を求める個人又は法人その他の団体
- (1) 報告者数

約45,000

(2) 報告者の選定方法(■全数 □無作為抽出(□全数階層あり) □有意抽出) 母集団名簿:事業所母集団データベース

(3)報告義務者

調査企業を代表する者

- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
- (1) 報告を求める事項(詳細は調査票(別添1)を参照)

# 【本社企業調査票】

- ① 企業の名称、所在地及び法人番号
- ② 資本金額又は出資金額
- ③ 企業の設立形態及び設立時期
- ④ 最近決算期間の組織再編行為の状況 \*
- ⑤ 企業の決算月
- ⑥ 事業組織及び従業者数
- ⑦ 親会社、子会社・関連会社の状況 〇\*
- ⑧ 資産・負債及び純資産並びに投資 ○\*
- 9 事業内容 \*
- ⑩ 取引状況 \*
- ① 事業の外部委託の状況 \*
- ① 研究開発、能力開発 \*
- (3) 技術の所有及び取引状況 ○\*
- ⑭ 企業経営の方向 ○

〔集計しない事項の有無〕 無□ 有■

企業の名称及び法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために 用いるものであり、集計は行わない。

### 【海外現地法人調查票】

- ① 現地法人の概要
- ② 出資状況

- ③ 操業状況
- ④ 解散、撤退、出資比率の低下の時期
- ⑤ 雇用の状況
- ⑥ 事業活動の状況 \*
- ⑦ 費用、収益・利益処分、研究開発の状況 \*
- ⑧ 設備投資の状況 \*

〔集計しない事項の有無〕 無□ 有■

- ・現地法人の概要のうち「現地法人名」は、法人の識別等に用いるものであり、集計は行わない。
- ・現地法人の概要のうち「決算月」は、報告された損益計算書項目等の内容の審査で用いるものであり、 集計は行わない。

### (2) 基準となる期日又は期間

毎年3月31日現在。ただし、(1)において「\*」を付した事項については、原則として、最近決算期の1年間とする。また、「〇」は最近決算期末時点によって行う。

- 6 報告を求めるために用いる方法
- (1)調査系統

経済産業省-民間事業者-報告者

- (2)調査方法
  - ■郵送調査 ■オンライン調査(■政府統計共同利用システム □独自のシステム □電子メール) □調査員調査 □その他( )

〔調査方法の概要〕

### ア調査票の配布及び回収

企業活動基本調査は、経済産業省が業務を委託した民間事業者が調査票を報告者に郵送し、回収することにより行う。

ただし、報告者が政府統計共同利用システムにより報告した場合は、当該システムから報告内容を入手する。

# イ 他統計調査からのデータ移送

調査企業のうち法人企業統計調査規則(昭和45年大蔵省令第48号)第5条に規定する調査対象法人に該当するものであって、資本金5億円以上のものに係る企業活動基本調査は、5(1)【本社企業調査票】⑧、⑨に掲げる調査事項にあっては、6(2)アの記載にかかわらず、経済産業大臣が、法人企業統計調査規則第8条第2項の規定により財務大臣に提出された年次別法人企業統計調査の調査票から法人

企業統計調査規則第6条第1項第3号、第4号、第5号、第6号及び第7号に掲げる事項に係る内容を電磁的記録に記録することによって行う。

#### ウ 民間事業者に委託する業務

民間事業者に委託する業務は、企業活動基本調査における調査票の送付・回収、督促、照会対応に係る 業務とする。

### 7 報告を求める期間

□1回限り □毎月 □四半期 ■1年 □2年 □3年 □5年 □不定期 □その他( )(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年: 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年5月中旬~7月中旬

### 8 集計事項

調査結果に基づき、産業別、規模別、地域別等で集計する。(詳細は集計事項一覧(別添2)を参照)

- 9 調査結果の公表の方法及び期日
- (1) 公表の方法(■e-Stat □インターネット(e-Stat以外) □印刷物 □閲覧)
- (2) 公表の期日

速報は調査実施期間終了後6ヶ月後の月末までに、確報は調査実施期間終了後11ヶ月後の月末までに 公表する。

### 10 使用する統計基準等

■使用する→■日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他(

□使用しない

調査対象範囲の画定においては日本標準産業分類を使用する。また、産業別の結果表示においては、原則として日本標準産業分類を使用する。

### 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

関係書類	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	2年	経済産業大臣
調査票の内容を記録した電磁的記録	永年	経済産業大臣

# 12 立入検査等の対象とすることができる事項

企業活動基本調査に関する事務に従事する者は、統計法第15条の規定に基づき、必要な場所に立ち入り、「5. (1)報告を求める事項」の各号に掲げる事項について、検査をなし、調査資料の提供を求め、又は関係者に対して質問することができる。



# 企業活動基本調査本社企業調査票

年3月31日現在

# 提出期限

# 年7月15日までに提出してください。

- ・この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査で、調査対象となった企業は報告の義務があります。
- ・この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されています。
- ・調査票の記入に当たっては、別冊の「調査票記入の手引」に従って、黒又は青のボールペンではっきりと記入してください。なお、数値は、必ず調査票に定めた単位で記入してください。
- ・調査の期日は 年3月31日現在です。記入内容は<mark>最近決算期の数値によって記入してください。</mark> なお、決算期変更の場合は、「調査票記入の手引」を参照してください。
- ・記入すべき金額や数量がない場合は空欄とし、四捨五入して百万円に満たない場合は[0]を記入してください。 ・あらかじめ印字されている(プレプリント) 項目がある場合は確認の上変更があれば修正してください。

調査票報告者 (企業の代表者)の氏名							
	フリガナ						
記入者の氏名							
本票の記入内容の照会 に回答される人(記入者)	所属部署		電話	( )	局	番 (内線)	番
の所属部署及び所在地 (送付先)	連絡先所在地 (本社・本店の所在地と異なる場合の 記入してください。)	郵便番号					

# 1 企業の概要

																		=
1	企業の名称	フリナ	ブナ									電話番号 (代表)		_		_		
		郵便	番号		-													
2	本社又は本店の所在地「実際の本社機能を有						都道府県					(市)	(Z				(	区 町
	する場所」 	TB					(ビル名) 番 号 番地											
	資本金額又は出資金額		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	貝負		ことと		外資	比率(小	、数点第1位	まで記	入)
3	[調査期日時点] (百万円未満切捨て)	0101									資本の比 、してくだ		0102			•		%
4	企業の設立形態	0103	企業の	設立年							提出され	lる場合、 る番号を	① 新規	設立	② 第	折設合併		
	及び設立時期	0103	(西暦4	/桁)			年				形当り、ださい。	り田りで	③ 新設	分割	(4) 7	その他		
5	最近決算期間の 組織再編行為の状況 (期間は最近決算期間の 1年間)	0104	再編を当する	決算期間 行為につ る番号を 付けてく	いて該 選んで			②を記 <i>力</i> シ下の <mark>6</mark> ~	、	島があっ こして該	た場合、 当する番	目織再編行 その内容 号号をすべ けてくださ	(5) 事業 (6) 他社 (7) 子会	交換・株 ・資産を の事業・ 社株式を	他社に		譲受) 配当)	†
6	企業の決算月	0105		年1回					月		年2回				月			月
7	消費税の取扱い	0106		土の消費	税の経理	処理方	法につい	ハて、該当	首する番	号を選ん	んで○をイ	付けて		① 税込	み	② 税抗	友き	
	去人番号 法人番号を確認いただき、 記入・訂正願います。																	

井本桐   =プ1 中空について   柱=プ+ シン+ 東西がためば=プ1 てください	
【 備考欄(記入内容について、特記すべき事項があれば記入してください。)	

企業番号	この欄は、経済産業省が 使用します。				

※2-1〕「本社・本店」の事業所数 については、本社・本店の 数を「計(0214)」のみ記入

※2-2 「情報サービス事業部門 (0210)、情報サービス事業所(0218)」は、ソフト ウェア業、情報処理・提供 サービス業、インターネット附随サービス業、映画・ ビデオ制作業、テレビ番組 制作業、新聞業、出版業の 業務を行っている部門・事

「常時従業者数」については、各部門ごとに記入して

してください。

ください。

業所です。

※2-3 事業所数は、「本社・本店の 計(0214)」、「本社·本店以 外(0215~0224、0226)] に記入してください。

※2-4 「常時従業者数」には、有給 役員、常用雇用者(正社 員、正職員、パート、アル バイト、嘱託、契約社員等の 呼称にかかわらず期間を 定めずに、又は1か月以上 の期間を定めて雇用して いる者)の数を記入してく

# (1) 事業組織別事業所数及び常時従業者数

(3月31日現在)

			区分				
			調査·企画部門	0201			
			情報処理部門	0202			
	本社機能部門		研究開発部門	0203			
	能部門		国際事業部門	0204			
				その他の部門(総務、経理、人事等)			
			本社機能部門計 A	0206			
w2-1 本 社			製造・鉱山、電気・ガス事業部門	0207			
本社·本店			商業事業部門	0208			
	珇	1目	飲食サービス事業部門	0209			
	現業部門	業部	業部	業部門		情報サービス事業部門(※2-2)	0210
			サービス事業部門	0211			
			その他の部門(上記以外の部門)	0212			
			現業部門計	0213			
			計 <b>1</b> (A+B)	0214			

事業所数 ※2-3	常時従業者数(人) ※2-4

				+
100	1	1	- 1	1
	-	-	_	
1	1	1	1	1
		- 1		
	_		_	
		1	1	
1	1	1	- 1	1
		_	-	
1	100	1	1	1
			- 1	
			1	
1	- 1	- 1	1	- 1
1		1	1	
		- 1		-
-	-	-	+	-
1	100	1	1	
i	-		-	
1	100	1	1	
1		1	1	
		- 1		
1	- 1	- 1	- 1	1
1	1	1	1	1
_	-	-	-	_
			1	
1	1	1	1	
-	-	- 1	-	- 1
			1	
		- !	- !	-
常時	従業:	<b>皆数</b> (	人)(	<b></b>

		区分		事業所数
		製造・鉱業、電気・ガス事業所	0215	
	国	商業事業所(商業店舗、鉱業・製造業の支社、 支店、営業所等)	0216	
	2(本社	飲食サービス事業所	0217	
<b>%2-5</b>	本店供	情報サービス事業所 ※2-2	0218	
▼本社·本店以外	国内(本社・本店併設のものを除く)	サービス事業所	0219	
本店以	のを除	研究所	0220	
外	Š	倉庫·輸送·配送等事業所	0221	
		その他(上記以外の事業所)	0222	
	海外	海外支社、支店、駐在所等	0223	
		計 <b>2</b>	0224	
	他企美	業等への出向者 <b>※2.6 3</b>	0225	
		合計 ①+2+3	0226	

計 <b>②</b>	0224
他企業等への出向者 32.63	0225
合計 ①+2+3	0226
うち、無期雇用者 (期間を定めずに雇用している人(定年制も含む)) <sup>※2-7</sup>	0227
うち、有期雇用者(1か月以上) (1か月以上の期間を定めて雇用している人)	0228
有期雇用者(1か月以上)(就業時間換算) ※2-3	0229

その他の従業者数			
	区分		従業
臨時雇用者(※2-9)		0230	

常時従	業者	数(人	,) 💥	<b></b> 2-4				
	1	1	1					
		1						
		i						
	-							
		1						
		1						
		į.						
	1	1	1					
		1						
		1						
		1						
		i						
	-	-						
		i						
		1						
	1	1	1					
		1						
		İ						
1	1	1						
		ĺ						

※2-5 「本社・本店以外」については、各事業所(海外を含む) ごとに「事業所数」、「常時従業者数」とも記入してください。
--

ださい。

※2-6 「他企業等への出向者 (0225)」には、主として貴 社で給与を支払っている 子会社、関連会社などへの 出向者の数を記入してくだ さい。

(0227) 「うち、無期雇用者 (0227)」及び「うち、有期雇用者(1か月以上) (0228)」は、雇用契約期間 の定めに応じて記入してく ださい。

※2-8 「有期雇用者(1か月以上) (就業時間換算)(0229)」 には、貴社の無期雇用者の 就業時間で換算し、四捨五 入の上整数で記入してくだ さい。 計算式:有期雇用者(1か月 以上)の全員の就業時間 (1週間分) - 無期雇用者の 1人当たりの所定労働時間

※2-9 「臨時雇用者(0230)」とは 1か月未満の期間を定めて 雇用している者及び日々 雇入れている者をいいます。

(1週間分)

(0231)」とは、労働者派遣 事業を営む事業主が雇用 する従業者であって、当該 雇用関係のまま貴社と 当該労働者派遣事業主との 契約の下に、貴社の指揮命令を受けて、貴社の業務に 従事させている従業者を いいます。

#### (2)

(受入れ)派遣従業者 ※2-10

(3月31日現在)

者数(人)

#### (1) 親会社の名称、所在地、業種、議決権所有割合

親会社とは、貴社の議決権の50%を超えて所有している会社をいいます。 ただし50%以下であっても、貴社の経営を実質的に支配している場合も含みます。

(最近決算期末現在)

親会社の有無	0300	親会社ので 該当するを ○を付けて	番号を選	んで	25 1750	① 親会社がある ② 親会社はない ((2)子会社・関連会社の所有状況と増減へ)								
親会社の名称														
親会社の証券 コード	0301				親会社	が上場会	会社の場	合は親	会社の	証券コードを	記入して	ください。		
親会社の所在地※3-1	0302	都道府県 番号			国分類 番号				国名					
親会社の経営形 態及び業種名 ※3-2	0303	親会社の 番号に〇 を記入し	を付け、	業種名、			$^{\circ}$	純粋持村 会社は	朱会社	株会社である の業種分類番 株会社である	号は990	です。		
	0304	業種名							¥	業種分類番号				
親会社の議決 権所有割合	0305		%	貴社は	こ対する新	見会社の	議決権	所有割	合を小	数点第1位まで	ご記入して	てください。		
親会社との連結 関係	0306	貴社と親 該当する			終について けてくださ		② 非	連結子名	会社(親	社が連結決算 会社が連結決 算をしていなし	算をして	- ,		

#### (2) 子会社・関連会社の所有状況と増減

①子会社・関連会社の所有と増減の有無

子会社・関連会社の有無及び最近決算期間の増加、減少について、該当する番号に1つだけ○を付けてください。

① 現在、子会社・関連会社があり、決算期の1年の間に増加、減少もあった

- ② 現在、子会社・関連会社があるが、決算期の1年の間に増加、減少はなかった ⇒ ②を記入
- ③ 現在、子会社・関連会社はないが、決算期の1年の間に増加、減少があった ⇒ (3)を記入
- 5、境性、」会性、関連会性は多いが、人類期の1年の同じ追加、減少がありに ラ (5)を記
- ④ 現在、子会社・関連会社はなく、決算期の1年の間に減少もなかった ⇒ 4へ

#### ②子会社・関連会社の所有状況 3333

0310

(最近決算期末現在)

⇒ ②及び(3)を記入

						子会社・	関連会社の	数		
	議決権所有割 ※3-4)	合	業種分類番号 <b>※3-7</b>	国内	海外	アジア	うち、中国 (含、香港)	ヨーロッパ	北米	その他の地域
子会	100%	0311								
子会社	100%未満 ~50%超	0312								
関連会社 ※3-6	50%以下 ~20%以上	0313								

#### (3) 子会社・関連会社の増加、減少 333

最近決算期間に**増加、減少**した子会社及び関連会社数を記入してください。

(最近決算期1年間)

			増加	社数			
区分		玉	内	海外			
		子会社	関連 会社	子会社	関連 会社		
計	0321						
新規設立	0322						
分社化 ※3-9	0323						
買収 ※3-10	0324						
その他 (上記以外)	0325						

			減少	社数	
区分		玉	内	海	外
2.73		子会社	関連 会社	子会社	関連 会社
計	0326				
閉鎖・ 廃業	0327				
統合 🚾3-12	0328				
売却 🚾 🗅	0329				
その他 (上記以外)	0330				

・親会社が国内にある場合は、親会社の所在地の都道府県番号、海外にある場合は、国分類番号、国名を記入してく

ださい。

- ・都道府県番号、国分類番号及 び業種分類番号は「企業活動 基本調査用分類表」を参照し てください。
- ※3-2 ・神学特殊会社とは、事業活動を 営むことを目的とするのでは なく、他の複数の会社の株式を 所有することによって、それら を支配することを主たる目的 とし、グループ全体の経営計画 立案などに携わる会社をいい ます。
  - ・事業持株会社とは、事業活動を 営み、かつ複数の会社の株式を 所有することによって、それら を支配することを目的とした 会社をいいます。
  - その際、単なる親子関係は該当しません。
- ※3-3・子会社・関連会社を所有する場合、4ページの「【(2)関係会社への投資額等」にも記入してください。
  - ・休眠中の会社は含めないで ください。
  - ・記入欄が足りない場合
  - は、「調査票記入の手引」の 巻末にある「補助用紙」に記入 し、左端に貼付してください。
- ※3-4) 議決権は、議決権の付与が一部であるものを含みます。
- ※35 子会社とは、貴社が50%超の 議決権を所有する会社をいい ます。また、その子会社あるい は貴社とその子会社合計で 50%超の議決権を所有している 会社も含みます。50%以下で あっても貴社が実質的に支配 している会社も含みます。
- ※3-5 関連会社とは、貴社が20%以上 ~50%以下の議決権を所有している会社をいいます。また、 15%以上20%未満であっても、重要な影響を与えることができる会社を含みます。
- 業種分類番号は、「企業活動基本調査用分類表」の区分に従って 分類番号を記入してください。
- ※3-8 子会社、関連会社の記入には、※3-5 及び ※3-6 を参照してください。
- ※3-9 「分社化(0323)」とは、企業が 事業又は組織の一部を分離し、 別会社(子会社・関連会社)を 設立した場合をいいます。
- **※3-10** 「買収(0324)」とは、議決権を 所有した場合をいいます。
- ※3-11 「閉鎖・廃業(0327)」とは、事業活動を停止し、継続しない場合をいいます。
- ※3-12 「統合(0328)」とは、子会社・関連会社間の合併等の場合をいいます。
- (33-13) 「売却(0329)」とは、議決権を 他社に譲渡した場合をいい ます。

資本金5億円以上の企業で、財務省の「法人企業統計年次別調査票」を提出される企業については、 色分けした 調査事項(0401~0424、0451、0502~0508、0513~0517)について記入の必要はありません。

# 4 資産・負債及び純資産並びに投資

年調査

(1) 資産・負債及び純資産

(最近決算期末現在)

		科目		十兆	兆	干億	百億	十億	億	千万 百	万円			科目		十兆	兆	干億	百億	十億	億	千万	百万円
	ž	<b>流動資産</b>	0401										济	動負債	0411								
		こナ 畑知姿立	0.400								-		3	うち、支払手形・買掛金	0412								
		うち、棚卸資産	0402								_		-	うち、短期借入金(金融機関)	0413								
	Ē	固定資産	0403								負債	į	-	うち、短期借入金(金融機関以外)	0414								
		有形固定資産	0404								伺	Į	古	定負債	0415								
225			0.0.								-		-	うち、社債(転換社債を含む)	0416								
資産		うち、土地以外	0405										-	うち、長期借入金(金融機関)	0417								
		無形固定資産	0406										-	うち、長期借入金(金融機関以外)	0418								
		>+ \/ >	0.407								-		1.01	資本金	0419								
		うち、ソフトウェア	0407								幺	ti	株主	資本剰余金	0420								
		投資その他の資産	0408								<b>新</b> 資產	T 2 7 7 1	株主資本	利益剰余金	0421								
	繰缸	 <u></u> 近資産	0409									E		自己株式	0422								
	11VKX	= 54.12	0,00								-		- 2	その他※4-1	0423								
		資産合計	0410											負債及び純資産合計	0424								

※4-1)「その他(0423)」には、土地の再評価差額金、金融商品に係る時価評価差額金等が該当します。

(2) 関係会社への投資額等 342

(最近決算期末現在)

									(422)(31)(11)(12)									
区分					玉	内				海外								
区刀		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	
関係会社への 投融資残高	0431																	
うち、株式及び 出資金残高	0432																	
うち、長期貸付金	0433																	

- \*\*4-2\*・3ページの「劉親会社、子会社・関連会社の状況」に記入された場合、「関係会社への投融資残高(0431~0433)」
  に記入してください。
  - ・関係会社とは、子会社、関連会 社及び親会社をいいます。

(3) 固定資産の増減 343 344

(最近決算期1年間)

区分		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
有形固定資産の当期取得額	0441								1
うち、情報化投資	0442								
無形固定資産の当期取得額	0443								
有形固定資産の当期減少額	0444							1	1
無形固定資産の当期減少額	0445								

- ※4-3) 「有形固定資産の当期減少額 (0444)」及び「無形固定資産 の当期減少額(0445)」は、減 価償却費を含めず、最寄りの 決算期間の売却、除却、廃棄、滅失による減少額を記入してください。
- ※44 減価償却費については、有形 固定資産に関する額及び無形 固定資産に関する額の合計を 「減価償却費(0513)」に記入 してください。

(4) 剰余金の配当状況

(最近決算期1年間)

区分		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
配当金(中間配当額を含む)	0451								

# 5 事業内容

(1) 売上高及び費用等

(最近決算期1年間)

(2) 費用の内訳(特掲) 🐃 🗆

(最近決算期1年間)

	科目		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
륫	記上高 <b>△+⊕+⊕+</b> ●+ <b>□</b>	0501								
営業	売上原価 ※5-2	0502								
営業費用	販売費及び一般管理費 ※5-2	0503								
営業	営業外収益	0504								
営業外損益	営業外費用	0505								
担益	うち、支払利息等	0506								
	経常利益(△損失)	0507								
	当期純利益(△損失)	0508								

科目		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
広告宣伝費	0511								
荷造運搬費	0512								
減価償却費 ※4-4	0513								
給与総額(賞与を含む) ※5-3	0514								
福利厚生費(退職金を含む)	0515								
動産·不動産賃借料	0516								
租税公課	0517								

※55) 5ページの「(5)売上高の内訳」に内訳を記入してください。 「売上高(0501)」は、

①自社鉱産品・製造品、電気・ガス・熱供給・水道売上高 ② ②加工賃収入額 ③ ③卸売、小売、宿泊、飲食サービス売上高 ④ サービス事業収入額 ② ⑤その他の事業収入額 ② の数値の計と一致します。

※5-2 各費用料目(0511~0517)には 「販売費及び一般管理費(0503)」 に属する経費と、「売上原価 (0502)」に属する経費の合計額

を記入してください。

(853) 「給与総額(賞与を含む)(0514)」には、常時従業者に係る給与総額を記入します。賞与は含まれますが退職金は含まれません。

給与総額=売上原価(人件費、製造原価に含まれる 労務費)+販売費・一般管理費(給料+賞与+役員 報酬・賞与+引当金等)。

### (3)情報処理・通信費 🐃 📥

科目

情報処理·通信費

(最近決算期1年間) 億 千万 百万円

(4) リース契約により使用している設備に係る 支払いリース料 🚟

(最近決算期1年間)

科目		十兆 兆	千億 百億	十億	億	千万	百万円
支払リース料	0530						

※5-4 「情報処理・通信費(0520)」=「情報処理経費」+「通信費」

0520

・コンピュータによる情報処理やデータ通信等の専門部署における情報 処理費用と電話、郵便等の通信費の合計金額

千億 百億 十億

・コンピュータによる情報通信費には、導入諸掛り、リース・レンタル料、 保守料、回線使用料、ソフトウェア委託料及び購買費、パンチ委託料、計 算委託料、オンラインサービス料等を含みます。

※5-5 「支払リース料(0530)」には、最寄りの決算期間にリース契約に基づ いて支払った金額を記入してください。

リース契約とは、長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸 借契約をいい、土地・建物の賃借、短期間のレンタル、チャーター等は含 みません。

#### (5) 売上高の内訳

分類番号

9 9 1 その他

② 加工賃収入額(収入額上位より) ※5-7

0531

「売上高(0501)」について、その内訳を次の①~⑤に「企業活動基本調査用分類表」の品目分類又は事業分類の区分に従って、売上高又は収入額の多い順番に、分類 番号毎にまとめて、主要な取扱品名又は事業の具体的な名称及び金額を記入してください。

十兆 兆

千億 百億 十億

① $\sim$ ⑤のそれぞれの売上高又は収入額の計と内訳は一致します。また、 $①\sim$ ⑤の売上高又は収入額の合計は、「売上高(0501)」と一致します。

※品目又は事業の内訳金額は、それぞれの売上高又は収入額全体に占める割合が95%の金額を超えるまで必ず分類区分してください。 ※残りの5%未満の金額については、その内訳が多分野にわたる場合は、分類区分を省略して「991その他」~「995その他」に一括計上しても差し 支えありません。

A

※記入欄が足りない場合は、「調査票記入の手引」の巻末にある「補助用紙」に記入し、左端に貼付してください。

#### ① 自社鉱産品・製造品、電気・ガス・熱供給・水道売上高(売上高上位より) ※5-6

主要品名

計

(最近決算期1年間)

億

万 百万円	「鉱業」・・・・・・051
	「製造業」… 091~320
	「電気・ガス・熱供給・水道業」

※5-6 分類番号は

が該当します。 自社製造品であっても、 消費者(産業用使用者を 除く)に直接販売をする 場合は、"製造小売"として、 「③卸売、小売、宿泊、飲食 サービス売上高」に記入し てください。

(最近決算期1年間)

十兆 兆 干

	分類番号	主要品名	十兆 兆	干億 百億 十億	億 千万 百万円
532					
	9 9 2	その他			
		計			

※5-7 分類番号は、 091~320

が該当します。 「加工賃収入額」には、他 企業から支給された原材 料、半製品、部分品を加工 した収入額を記入してく ださい。

③ 卸売、小売、宿泊、飲食サービス売上高(売上高上位より) 35-8

主要事業名

計

	分類番号			主要品名				十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
			(	(卸売)(小売)	)(宿泊)(	飲食サー	・ビス ))								
			(	〔卸売〕(小売)	)(宿泊)(	飲食サー	・ビス ))								
0500			(	〔卸売〕(小売)	)(宿泊)(	飲食サー	ビス )								
0533			(	〔卸売〕(小売)	)(宿泊)(	飲食サー	ビス )								
			(	〔卸売〕(小売)	)(宿泊)(	飲食サー	ビス )								
	9 9 3	その他	(	〔卸売〕(小売)	)(宿泊)(	飲食サー	ビス )								
				計			9							1	

※5-8 分類番号は、 「卸売業」・・・ 511~559

「小売業」… 570~610 「宿泊業」・・・・・750 「飲食サービス業」 ...760,766,770

が該当します。

同一商品であっても「卸 売1、「小売」では分類番号 が異なりますので、分けて 記入してください。 カッコ内の「卸売」、「小 売」、「宿泊」、「飲食サービ ス」の区分に○を付けてく ださい。

④ サービス事業収入額(収入額上位より) (W5-9)

分類番号

9 9 4 その他

0534

					_
億	百億	十億	億	千万	百万円

(最近決算期1年間)

(最近決算期1年間)

(5-9) 分類番号は、 「サービス業」…702~710

726~746 781~809

880~929 が該当します。 サービス業においては、営 業収入等の内訳を記入し

てください。

※5-10 分類番号は、

[情報通信業]…371~419 「金融業、保険業」

...621,643

...811,824

「医療、福祉業」・・・・・830 「教育、学習支援業」

「農林水産業」

…010~030 「運輸業、郵便業」

...440~480 「不動産業」…680~693

「複合サー -ビス事業| ...860,870

が該当します。

⑤ <b>そ</b> 0	)他の事業4	<b>7入額</b> (収入額上位より) <mark>※5-10</mark>					(	最近決	算期1:	年間)
	分類番号	主要事業名	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
0535										
	9 9 5	その他								
		計								

0

### (1) 国際取引の有無

最近決算期間の国際取引について、該当する番号に1つだけ○を付けてください。

(注) (1) 国際取引の有無にかかわらず、(2)の「売上高(0601)」、(3)の「仕入高(モノ)(0609)」は記入してください。

(a) モノの輸出があった ⇒ (2)で「輸出額」も記入 (a~dで該当する記号にすべて○) ⇒ (b) モノの輸入があった ⇒ (3)で「輸入額」も記入 (c) モノ以外の取引 (受取金額) があった ⇒ (4)の受取金額も記入 (d) モノ以外の取引 (支払金額) があった ⇒ (4)の支払金額も記入

### (2) 売上高の取引状況

#### (最近決算期1年間)

	-1-2-12 31-12 (2) 0		I												(			
							— 取引	頭					うち、	関係:	== 会社 (	<b> *6-1</b>		
	<b>丛</b> 分		十 兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	房門	十兆	兆	千億	百億	十億	億	芳	房用
上高	<b>※6-2</b>	0601																
Đ.	ち、モノの輸出額 <mark>※6-3</mark> ※6-4	0602																
ア	ジア	0603																
	うち、中国 (含、香港)	0604																
ф	東	0605																
=	<b>−</b> □ッパ	0606																
北	:**	0607																
そ	の他の地域	0608																
	テーサーコル	区分 上高 <b>※6-2</b> うち、モノの輸出額 <mark>※6-3</mark> アジア うち、中国	区分 5上高 (16-2) 0601 うち、モノの輸出額 (16-4) 0602 アジア 0603 「うち、中国 0604 (含、香港) 0605 ヨーロッパ 0606 北米 0607	区分 ・	区分	区分 ・	区分	区分	下ジア 0603 (含、香港) 0606 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	下がア 0603 0604 (含、香港) 0606 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	取引額	取引額	区分	取引額   うち、	取引額   うち、関係   大	取引額   うち、関係会社   大水   木水   木木   一層   木木   木木   一層   木木   木木   一層   木木   木木	取引額 うち、関係会社 ※6-1    大	取引額   うち、関係会社 **6-1     大

- ※6-1 関係会社とは、子会社、 関連会社及び親会社をいい ます。
- ※62) 「売上高(0601)」の取引 額は、4ページ (1)中の 「売上高(0501)」の数値と 一致します。
- ※6-3 「うち、モノの輸出額(0602)」は、自社名義で通関手続きを行った輸出額を記入してください。
- ※6-4 地域区分については、「企業活動基本調査用分類表」 の「国分類表(地域を含む)」に従って記入してください。

# (3) 仕入高(モノ)の取引状況

### (最近決算期1年間)

								_								"儿决		
	区分						取引額	預					うち、	関係	会社(	<b></b> 6-1		
	<b>达</b> 方		十兆	兆	千億	百億	十億	億	于	房用	十兆	兆	千億	百億	十億	億	芳	房
仕	大高(モノ) <del>※6-5</del>	0609																
	うち、モノの輸入額 ※6-4 ※6-6	0610																
	アジア	0611																
	うち、中国 (含、香港)	0612																
	中東	0613																
	ヨーロッパ	0614																
	北米	0615																
	その他の地域	0616																

W65 「仕入高(モノ)(0609)」の 取引額は、4ページ**5**(1) 中の「売上原価(0502)」 のうちの商品仕入高、原材 料仕入高等の国内及び海外 仕入高の合計を記入して ください。

サービス取引(運輸、通信、 建設、保険、金融、情報、 ソフト、文化、興行等の各種 サービス、特許権等使用料 等)については含めないで ください。

(※6-6) 「うち、モノの輸入額(0610)」は、自社名義で通関手続きを行った輸入額を記入してください。

#### (4) モノ以外のサービスに関する国際取引 353

(最近決算期1年間)

						取引額	顏					うち、	関係	会社(	<b></b> %6-1		
区分		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	夏月	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	房
海外からの受取金額	0617																
海外への支払金額	0618												1			1	

#### ※6-7・モノ以外のサービスとは、 運輸、通信、建設、保険、 金融、情報、ソフト、文化、 興行等の各種サービス、 特許権等使用料等をいい ます。

・損益計算書に計上した 国際取引に限って記入してください。

8

(1) 貴社における外部委託の実施状況について、該当する番号すべてに○を付けてください。

① 製造委託を行った(①国内 ②海外) ⇒ (2)を記入 0701 ② 製造委託以外の外部委託を行った ⇒ (3)及び(4)を記入 ③ 外部委託は行っていない ⇒8^

(2) 貴社における製造委託の委託金額

(最近決算期1年間)

区分					取	別額			
<b>运</b> 刀		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
製造委託の金額 ※7-1	0702								
うち、海外	0703							1	

(3) 製造委託以外の業務の外部委託(アウトソーシング)の状況について、1~12の中で該当する番号に ○を付け、委託先の国内、海外別について、該当する番号すべてに○を付けてください(建設工事 の委託は除く)。

① 情報処理関連 (① 国内 2 海外) (2) 調査・マーケティング (① 国内 2 海外) ③ デザイン・商品企画 (① 国内 ② 海外) 4 一般事務処理 (1) 国内 2 海外) このうち、外注費、業務 (5) 福利厚生などの従業員福祉関連 (:1) 国内 (2) 海外) 委託費等として経理処理 6 税務・会計など特殊分野 (① 国内 (2) 海外) 0704 (7) 社内研修など従業員教育 したものについて、(4)に (:1) 国内 2 海外) 8 受付・案内・秘書などの渉外業務 (① 国内 2 海外) 記入 ⑨ 運送・配送・保管など物流関連 (① 国内 2 海外) 10 清掃・保安・保守などの環境及び防犯関連 (:1) 国内 (2) 海外) ① 研究開発関連分野 (① 国内 2 海外) (① 国内 12 その他 2 海外)

(4) 貴社における製造委託以外の外注費、業務委託費等の金額 (最近決算期1年間)

科目					取引	別額			
· · <del>-</del>		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
製造委託以外の外注費、 業務委託費等の金額	0705								
うち、海外	0706								

※7-1 「製造委託の金額(0702)」 には営業費用(「売上原価 (0502)]を含む)に計上し た外注費、業務委託費等 (類似のものを含む)のう ち、製造委託の総額を記入 してください。

※7-2 「製造委託以外の外注費、 業務委託費等の金額(0705)」には、営業費用 (「売上原価(0502)」を含 む)に計上した外注費、業 務委託費等(類似のもの を含む)のうち、製造委託 を除いたものを記入して ください。

# 8 研究開発、能力開発

(1) 貴社の研究開発(受委託を含む)への取組みについて、該当する番号すべてに○を付けてください。

① 研究開発(受委託を含む)を、国内で行っている ⇒ (2)及び(3) を記入 0801 ② 研究開発(受委託を含む)を、海外で行っている ⇒ (2)及び(3)を記入

 $\Rightarrow$  (3)  $\land$ 

③ 研究開発(受委託を含む)を行っていない

(2) 研究開発費及び研究開発投資

(最近決算期1年間)

				2開多				うち、関係会社との受委託 ※8-1										
区分			11ЛТ	究開	<b>无</b> 技	貝			玉	内					海	外		
		千 億	百億	十 億	億	五五	百万円	千二百億億	十億	億	五万	百万円	千 億	百億	十 億	億	五万	百 万 円
自社研究開発費	0802																	
委託研究開発費 ※8-2	0803																	
受託研究費 ※8-2	0804																	
研究開発関連有形 固定資産当期取得額 ※8-3	0805																	

(3) 能力開発費

(最近決算期1年間)

区分		千億	百億	十億	億	千万	百万円
能力開発費 ※8-4	0806						

関係会社とは、子会社、 関連会社及び親会社をいい

※8-2 「委託研究開発費(0803)、 受託研究費(0804)」には、 大学や他の企業との共同 研究に伴う研究開発費も 含めてください。

⋘8-3 「研究開発関連有形固定 資産当期取得額(0805)」 については、4ページ4 (3)中の「有形固定資産の 当期取得額(0441)」のう ち、研究開発に係る金額 を記入してください。

※8-4 「能力開発費(0806)」には、 講師·指導員経費、教材費、

外部施設使用料、研修参加 費及び研修委託費、大学へ の派遣・留学関連費用、大 学・大学院等への自費留学 にあたっての授業料の助成 等を含めてください。

#### (1) 特許権等の所有、使用状況

①貴社で所有している特許権・実用新案権・意匠権がありますか。該当する番号に1つだけ○を付けてください。

0900 ① 特許権・実用新案権・意匠権がある ⇒ ②を記入 ② 特許権・実用新案権・意匠権はない ⇒ (2)へ

②特許権等の所有、使用状況

(最近決算期末現在)

	+	ボカー アンスもの(#1)		うち、使用して <b>※9-1</b>	
	内容		所有しているもの(件)	いるもの(件)	うち、自社開発のもの(件)
I	特許権	0901			
I	実用新案権	0902			
	意匠権	0903			

(※9-1) 「うち、使用しているもの」 には、他社に供与している ものも含めてください。

### (2) 技術取引

0910

①最近決算期間に、特許権·実用新案権·意匠権·著作権等に関わる受取又は支払がありましたか。該当する番号に1つだけ ○を付けてください。

① 受取と支払の両方があった ⇒ ②受取金額及び③支払金額を記入

② 受取はあったが支払はなかった ⇒ ②受取金額のみを記入

③ 受取はなかったが支払はあった ⇒ ③支払金額のみを記入

④ 受取と支払のいずれもなかった ⇒ 10へ

②受取金額 (最近決算期1年間)

内容	内容			受取金額 ※9-3					うち、関係会社 (※9-2)					
130		'	千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円
特許権	国内	0911												
村市工作	海外	0912												
実用新案権	国内	0913												
夫	海外	0914			1								1	
意匠権	国内	0915												
思	海外	0916												
著作権	国内	0917												
百TF惟	海外	0918												
うち、ソフトウェア	国内	0919			 								! !	
<b>※9-4</b>	海外	0920												
Z.O.W.	国内	0921												
その他	海外	0922												

(※9-2) 関係会社とは、子会社、関連会社及び親会社をいいます。

※9-3 | 受取金額」、「支払金額」には、新規・継続を問わず最寄りの決算期間に、国内又は海外の企業との間に技術の受入れ・提供を行った場合に記入してください。なお、貴社としての「受取金額」、「支払金額」に支払金額」、「支払金額」、「支払金額」、「支払金額」、「支払金額」、「支払金額」、「支払金額」、「支払金額」、「支払金額」、「支払金額」、「支払金額」、「支払金額」、「支払金額」、「支払金額」、「支払金額」、「支払金額」、「支払金額」、「支払金額」、「支払金額」、「支払金

※9-4 「うち、ソフトウェア」とは、 コンピュータ・ソフトウェア をいいます。

③支払金額 (最近決算期1年間)

内容		支払金額 ※9-3					うち、関係会社(※9-2)							
130			干億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円
特許権	国内	0923												
付計惟	海外	0924												
実用新案権	国内	0925												
天用机采惟	海外	0926												
意匠権	国内	0927												
思匹惟	海外	0928												
著作権	国内	0929												
白叶惟	海外	0930												
うち、ソフトウェア	国内	0931												
<b>※9-4</b>	海外	0932												
その他	国内	0933												
COLE	海外	0934												

# 10 企業経営の方向

(1) 取締役の人数

貴社の取締役の人数を記入してください。

(最近決算期末現在)

1001 社内取締役(人) 社外取締役(人)

(2) 貴社の機関設計について、該当する番号に○を付けてください。 (最近決算期末現在)

1002 ① 監査役(会)設置会社である ② 指名委員会等設置会社である ③ 監査等委員会設置会社である ④ その他

(3) ストックオプション制度の実施状況について、該当する番号すべてに○を付けて ください。

(最近決算期末現在)

7 1003 ① 取締役等向けに実施 **※10-2** ② 従業員向けに実施 ③ 実施していない ※10-1・監査役が1人でもいる場合は「① 監査役(会)設置会社である」に該当します。

「4」その他」には、1)~ (3)以外の場合に該当します。

取締役等には、経営に従事 している執行役及び執行 役員を含みます。





# 企業活動基本調査海外現地法人調査票

提出	出期	限		年7月15日					
提	出	先	経	済	産	業	大	臣	
	(この	欄に	は経済	産業省	が記	己入し	ます	。)	
				-			_		

- この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査で、調査対象となった企業は報告の義務があります。
- この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されています。
- この調査の調査時点は <u>年3月31日(年3月31日)現在で記</u>入してください。年度実績は 年度(年度)について記入してください。
- 金額はすべて<u>門建て</u>とし、百万円未満を四捨五入してください。なお、実績がない場合、または十万円の 位を四捨五入して百万円に満たない項目については「0」を記入してください。
- 記入に当たっては「調査票記入の手引」を参照してください。
- 昨年までにご報告いただいた内容で、11現地法人の概要、2出資状況をプレプリントしています。 その後変更のあった箇所については ==== で消して、上書き修正してください。
- 調査票は、 年7月15日( 年7月15日)までに到着するように提出してください。

本社企業調査票 の企業名称	法人番号					
記入者の氏名	所属部署名					
記八台の八石	電話番号					

# 1 現地法人の概要

			(	(アルファベット)					
101	現地法人名			(2,76,27,17)					
		国·地域番号	国・地域名	* 国·地域番号、	国・地域名は、「調査票記入の手引」の別表1.				
102	国・地域分類				分類表を参照してください。				
		州·省番号 州	・省名		名は、102.国・地域分類が「アメリカ」あるい				
103	州・省分類		は「中国」の場合に「調査票記入の手引」の別表 省分類表を参照してください。						
		業種番号	業種	名	*業種番号、業種名は、「調査票記入の手				
104	業種分類				引」の別表4.業種分類表を参照してください。なお、業種名が不明の場合は、貴社の 具体的な業務内容を記入してください。				
	設立・	年	月		一				
105	資本参加時期			*設立時期と資本参加時期が異なる場合は資本参加の時期を記入してください。					
106	決 算 月	月							

# 2 出資状況

					(	年度	末、百	万円)
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万
201	資本金又は出資金							
202	日本側出資比率							
202	口本例田貝比平					%		

- \*為替レートの変動は反映させず、出資時のレートを継続的に 使用して換算してください。
  - 増資した場合は増資をした時点のレートを使用して換算して ください。
- \*資本金又は出資金に占める日本側出資合計額の比率を、 小数点1位まで記入してください。

### 一備考欄一

# 3 操業状況

	年(年)3月31日現在の操業状況について、該当する番号に○印を付けてください。									
		1.操業中	操業中、営業中(2.初決算前のものは除く。)の場合。	】 「 <b>5雇用の状況</b> 」以降の ■ すべての項目について ■ 記入してください。						
		2.初決算前	設立後又は出資後、最初の決算期が到来していない場合。	「 <b>5雇用の状況</b> 」以降の						
		3.未設立・未操業	届出後まだ設立されていない場合、あるいは操業して いない場合。	項目について、記入 の必要はありません。						
30	1 操業状況	4.休眠中	休眠中、休業中の場合。							
		5.解散、撤退、 出資比率の低下	解散(清算、倒産等を含む。)、撤退(売却、吸収・合併、統合、移転(他国・他地域への転居)等)により日本側合計出資比率が0%となった場合。	[4]解散、撤退、出資比 率の低下の時期]につい てのみ記入してくださ						

または、日本側合計出資比率が0%超20%未満となった場合。ただし、15%以上20%未満であっても、重要な影響を与えることができる場合は含みません。

# 4 解散、撤退、出資比率の低下の時期

(「3 操業状況」において「5.解散、撤退、出資比率の低下」を選択した企業のみ記入してください。)

「解散、撤退、出資比率の低下」となった時期について該当する番号に○印を付けてください。

411	解散、撤退	1.	年度(	年度)以前
411	解散、撤退 出資比率の低下の時期	2.	年度(	年度)

「3操業状況」が「2.初決算前」「3.未設立・未操業」「4.休眠中」「5.解散、撤退、出資比率の低下」の現地法人に関しては、ここまでで終わりです。

次項以降には記入の必要はありません。ご協力ありがとうございました。

# 5 雇用の状況

	(年度末)											
	総 数	*有給役員、常用雇用者の合計(日本側派遣者数を含む)を記入してください。										
	万千百十一	常用雇用者とは正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱										
501 常時従業者数		話、契約社員等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、 又は1か月以上の期間を定めて雇用している者をいい ます。										
502 うち日本側派遣者数		人										

# 事業活動の状況

6-1.	元_	C局							(	百万	円)					
						年度	(	年	度)	実績	讀額	マ	は割る	슼(%	<sub>2</sub> )	* モノの輸出額は自社名義で通関手続きを 行って、直接輸出した金額を記入ください。
				十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万			-, ,	,	
611	売」	L高														* モノ以外のサービス等取引についても、輸出した場合は 612~614、619~623の該当する欄に記入してくだ さい。
612		日本	向け輸出額													* 契約先と仕向先が異なる場合は仕向先で記入してく
613			親会社向け													大きい。
614			その他の企業向け									金				* 地場企業:進出先現地国籍の企業。外資系企業は 含めません。
615		現地	!販売額									右で、				* 当該現地法人の所在する国内での販売額を記入して
616			日系企業向け									に割って				ください。 ただし、中国本土 – 香港間の販売については、619.
617			地場企業向け									合をし				第三国向輸出額及び612.アジアの欄に記入して ください。
618			その他の企業向け									記入しなり場				* 例:米国に所在する現地法人が、米国で販売した場
619		第三	国向け輸出額									し て く				合は、615.現地販売額に、カナダで販売した場合は、 619.第三国向け輸出額及び620.北米に記入してく
620			北米									だ さ				ださい。
621			アジア									い。				
622			欧州													
623			その他の地域													

- \* 売上高 = 日本向け輸出額 + 現地販売額 + 第三国向け輸出額 \* 日本向け輸出額 = 親会社向け + その他の企業向け
- \* 現地販売額 = 日系企業向け + 地場企業向け + その他企業向けに \* 第三国向け輸出額 = 北米+アジア+欧州+その他の地域 なります。

6-2.仕入高 (百万円)

							年度	(	年	度)	実績	額	又	は割合	<b>à</b> (%	6)	* モノの輸入額は 接輸出した金客
L					十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万					JX III III O /CILLII
	624	仕ノ	入高														* モノ以外のサー
	625		日本	からの輸入額													625~627、6 さい。
	626			親会社から													* 契約先と実際の
	627			その他の企業から									金				先で記入してく
	628		現地	!調達額									右 右 で				* 地場企業:進 含めません。
	629			日系企業から									に割って 割って				* 当該現地法人
	630			地場企業から									合きか				てください。 ただし、中国本: 632.第三国か
	631			その他の企業から									記入し場				入してください。
	632		第三	国からの輸入額									し合 てく				* 例:米国に所 場合は、628.3
	633			北米									、、 だ さ				合は、632.第 入してください。
	634			アジア									<i>ل</i> ۱ °				
	635			欧州													
	636			その他の地域													

- の輸入額は自社名義で通関手続きを行って、直 出した金額を記入してください。
- 以外のサービス等取引についても、輸入した場合は、 、~627、632~636の該当する欄に記入してくだ
- 先と実際の輸入先が異なる場合は、実際の輸入 記入してください。
- 企業:進出先現地国籍の企業。外資系企業は
- 現地法人の所在する国内からの仕入額を記入し 、中国本土 – 香港間の仕入れについては、 第三国からの輸入額及び634.アジアの欄に記
- 米国に所在する現地法人が、米国から仕入れたは、628.現地調達額に、カナダから仕入れた場、632.第三国からの輸入額及び633.北米に記
- \* 仕入高 = 日本からの輸入額 + 現地調達額 + 第三国からの輸入額 \* 日本からの輸出額 = 親会から + その他の企業から
- \* 現地調達額 = 日系企業から + 地場企業から + その他の企業からに \* 第三国からの輸入額 = 北米+アジア+欧州+その他の地域

裏面に続きます

# 7 費用、収益・利益処分、研究開発の状況

#### 7-1.費用 十兆: 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 711 売上原価 営業費用 販売費・ \*営業費用内訳には、売上原価に属する経費と 712 一般管理費 販売費・一般管理費に属する経費の合計額を 記入してください。 713 営業費用 給与総額 訳 内 賃借料 714 7-2. 収益・利益処分 (百万円) \* 当該国の会計原則で経常損益の概念がない場合 十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 は、税引前損益を記入してください。 **721** 経常利益(△損失) \*経常利益が損失、当期純利益が損失、当期内部 722 法人税等 留保額が取崩、年度末内部留保残高が欠損の場 合、頭部に「△」を付けてください。 **723** 当期純利益(△損失) \*法人税等には、税引前当期純利益から控除され 724 当期内部留保額(△取崩) る税金費用(法人税、住民税等)の合計額を 「△」を付けないで記入してください。 令和5年度末内部留保残高 725 (△欠損) \*当期内部留保額 = 当期純損益 - 配当金 \*年度末内部留保残高 = 自己資本 - 資本金 - 資本準備金 7-3. 出資者向け支払 (百万円) 十兆: 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 \*現地法人から日本側出資者への支払 日本側出資者向け支払 731 (配当金、ロイヤリティ、借入金利息、技術指導 料等)総額を決算ベースで記入してください。 732 うち配当金 ただし、日本側出資者からの仕入額は含めずに 記入してください。 733 うちロイヤリティ \* 現地法人から日本以外の出資者への支払 日本側以外の 734 (配当金、ロイヤリティ、借入金利息、技術指 出資者向け支払 導料等)総額を決算べ一スで記入してください。 7-4.研究開発費 (百万円) \*試験研究のための人件費、物件費に、研究関係 十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 有形固定資産の減価償却費、共同研究分担金、 741 研究開発費 研究委託費を含めて記入してください。

# 8 設備投資の状況

								(白.	力円)
			年	度(		年	度)	実績	額
		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万
801	設備投資額(土地を除く)								

\*設備投資額は、当該期間中の有形固定資産(建設仮勘定を含み、土地を除く)の償却前の取得額を記入してください。

以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。

# 経済産業省企業活動基本調査 集計事項一覧(速報)

第1表	総括表(時系列)産業別、企業数、事業所数、常時従業者数、総資本、売上高、付加価値額
第2表	産業別、企業数及び事業組織別事業所数
第3表	産業別、従業者数
第4表	産業別、資産•負債及び純資産
第5表	産業別、部門別売上高 
第6表	産業別、営業費用及び利益
第7表	産業別、資本金規模別総括表
第8表	産業別、従業者規模別総括表
第9表	産業別、売上高経常利益率別企業数
第10表	産業別、子会社・関連会社数(議決権所有割合別)
第11表	産業別、子会社・関連会社数(地域別)
第12表	都道府県別、企業数、事業所数、従業者数、総資本、売上高、付加価値額
第13表	産業別、専業•兼業別、売上高、営業費用及び利益

# 経済産業省企業活動基本調査 集計事項一覧(確報)

第1巻 総合統計表	
第1表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、資産、負債及び純資産、売上高、売上総利益、営業費用、営業利益、経常利益、当期純利益、付加価値額、子会社・関連会社数
第2表	産業別、従業者規模別、資本金規模別、企業数
第3一1表	産業別、資本金規模別、企業数、売上高、経常利益、資産、負債及び純資産、剰余金の配当状況
第3一2表	産業別、資本金規模別、企業数、固定資産の当期取得額・減少額
第4表	産業別、資本金規模別、企業数、売上高、経常利益、当期純利益、付加価値額、営業費用、営業利益、営業外収益、営業外費用
第5表	產業別、設立形態別、設立年別企業数 - 本業別、銀燈再標信業別企業数
第6表 第7表	産業別、組織再編行為別企業数   産業別、企業数、事業組織別事業所数
第8表	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第9表	産業別、企業数、研究開発(受委託を含む)への取組状況
第10表	産業別、企業数、売上高、研究開発費及び売上高比率、受託研究費、研究開発投資、能力開発費
第11表	┃ ┃産業別、企業数、特許権、実用新案権、意匠権別の所有件数及び使用件数
第12表	產業別、企業数、技術取引の受取金額
第13表	産業別、企業数、技術取引の支払金額
第14表	産業別、企業数、取締役の人数、機関設計の状況、ストックオプション制度の実施状況
第15表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、資産、負債及び純資産、売上高、売上総利益、営業費用、営業利益、経常利益、当期純利益、付加価値額、子会社・関連会社数
第16表	産業別、都道府県別、企業数、事業所数、従業者数、資産、負債及び純資産、売上高、売上総利益、営業費用、営業利益、経常利益、当期純利益、付加価値額、子会社・関連会社数
第17表	産業別、売上高経常利益率別企業数
第2巻 事業多角化	等統計表 
第1表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、資産、負債及び純資産、売上高、売上総利益、営業費用、営業利益、経常利益、当期純利益、付加価値額、子会社・関連会社数
第2表	産業別、専業・兼業別、企業数、部門別売上高、営業費用、費用の内訳、情報処理・通信費、支払リース料、営業利益、営業外収益、営業外費用、経常利益、当期純利益、付加価値額
第3表	<b>産業別、事業活動別、企業数、売上高</b>
第4表	産業別、従業者規模別、企業数、売上高及びモノの輸出額、売上原価、仕入高及びモノの輸入額
第5表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、部門別売上高、営業費用、営業利益、モノの輸出額、モノの輸入額、総資産、子会社・関連会社の保有社数
第6一1表	産業別、モノの輸出企業数、モノの輸出企業の売上高、モノの輸出額、地域別のモノの輸出額、モノ以外の輸出企業数、モノ以外のサービスの海外からの受取金額
第6一2表	産業別、モノの輸出企業数、モノの輸出比率別企業数 - 一声業別、エスの輸入企業数、エスの輸入企業の仕入京、エスの輸入額、サルは別のエスの輸入額、エスの輸入企業数、エスの輸入企業数、エスの輸入企業数、エスの輸入企業数、エスの輸入の業数、エスの輸入企業数、エスの輸入の業数、企業は企業を
第7一1表 第7一2表	産業別、モノの輸入企業数、モノの輸入企業の仕入高、モノの輸入額、地域別のモノの輸入額、モノ以外の輸入企業数、モノ以外のサービスの海外への支払金額  産業別、モノの輸入企業数、モノの輸入比率別企業数
第8表	産業別、専業・兼業別、子会社・関連会社保有企業数、議決権所有割合別、国内・海外別、子会社・関連会社数
第9表	産業別、業務の外部委託内容別企業数
第10表	産業別、製造委託の金額
第11表 第3巻 子会社等統	産業別、製造委託以外の委託分野別、国内・海外別企業数及び業務委託金額 計表
第1表	産業別、企業数、事業所数、従業者数、資産、負債及び純資産、売上高、売上総利益、営業費用、営業利益、経常利益、当期純利益、付加価値額、子会社・関連会社数
第2表	産業別、子会社・関連会社保有の企業数、議決権所有割合別、国内・海外別、子会社業種別社数
第3表	産業別、海外子会社・関連会社保有の企業数、議決権所有割合別、地域別、子会社業種別社数
第4表	産業別、企業数、関係会社への投融資額等
第5表 第6表	産業別、子会社・関連会社の増加・減少企業数及び国内・海外別保有社数    産業別、企業数、事業所数、従業者数、部門別売上高、営業費用、営業利益、モノの輸出額、モノの輸入額、総資産、子会社・関連会社の保有社数
第7表	<b>産業別、親会社業種別、議決権所有割合別、国内・海外別社数</b>
第8表第4卷海外現地法	産業別、親会社業種別、親会社の経営形態別、連結対象関係別の企業数 人統計表
,	THE PARTY AND TH
第1表	現地法人回収状況(操業状況別)、現地法人企業数(国•地域別)、現地法人企業数(米国•州別)、現地法人企業数(中国•省別)、現地法人企業数(設立•資本参加時期別)、現地法人企業数(資本金規模別)、現地法人企業数(日本側出資比率別)、現地法人企業数(売上高規模別)、解散、撤退等現地法人企業数、新規設立現地法人企業数
第2表	常時従業者数、常時従業者数内訳、売上高、売上高内訳、仕入高及び仕入高内訳、営業費用及び営業費用内訳、経常利益、法人税等
第3表	当期純利益、当期内部留保額、内部留保残高、出資者向け支払、社外流出額、研究開発費、設備投資額、財務営業比率
ļ	<u> </u>

現地法人企業数の推移、現地法人常時従業者数の推移、現地法人売上高の推移、現地法人経常利益の推移、現地法人当期純利益の推移、現地法人設備投資額の推移

※第4巻 海外現地法人統計表の第4表は、令和8年調査公表は単年結果のみ

第4表

# 経済産業省企業活動基本調査の実施の必要性

# 1. 調査の目的・必要性

近年我が国企業は、技術革新・情報化・サービス化の進展、消費者ニーズの多様化、グローバル化等を背景に、事業活動を多様かつ広範に展開し、この結果、我が国の産業構造は著しく変容を遂げている。こうした企業活動の新たな拡がりは、同一企業内の複数事業所又は単一企業の領域を越え、複数の企業にわたる新たな活動形態を生み出している。しかし、このような事業活動の多様化の実態を定量的に把握することやその全体像を把握することは、これまでの事業所を対象とする調査においては困難であった。

経済産業省企業活動基本調査は、平成4年に第1回調査を、平成7年からは毎年実施し、企業の経営行動や多面的な経済活動を総合的に調査している。2024年調査で31回を数えるに至っているが、その間も、国内外の経済・社会情勢は急速に変化しており、その変化に対応するため、我が国企業は企業組織形態や経営戦略の見直しを図るなど、一層の多様化を進めている。本調査は、こういった変化の著しい企業活動を毎年的確に把握することに資しており、我が国経済構造の改革、産業競争力の強化、企業活動の環境整備等に係る経済産業政策を円滑かつ適切に講じていく上で、極めて重要である。

更に、経済政策を円滑かつ適切に進めていく上で、グローバル化が進む我が国 企業の海外事業活動を的確に把握することも極めて重要となっており、我が国 企業の国内事業活動と海外事業活動を一体的に把握することで、国内外の経済 に与える影響等を把握することにより、我が国の産業政策、通商政策の企画・立 案等に資することとなる。

以上により、経済産業省企業活動基本調査は、近年大きく変化する我が国企業の活動実態を的確に把握するための基礎データとして有用であり、引き続き調査を行うことが必要である。

# 【政府内において想定されている主な利活用】

- 〔区分〕
- ■重要な政策の立案・実施・評価のための基礎資料
- ■基幹統計など重要な統計作成への利用
- ■国際機関への提供など国際比較上の利用
- ■その他

# [具体的な利活用]

「通商白書」・「中小企業白書」・「ものづくり白書」等の各種白書や法人税・ 地方税の産業振興との検証分析、経済産業政策の基幹である産業構造審議会の 各関連会議(新機軸検討、地域企業支援策検討等)で利用されている。

政府内では、経済財政白書や日本経済レポート、金融政策評価等での利用。 その他、新たな政策検討をするにあたり、国内企業の海外での事業活動の状況 を把握するため海外事業活動基本調査とパネルデータ化した利用など、幅広く 利用されている。

# 2. 他の統計調査との重複

本調査と調査対象及び調査事項が重複している基幹統計調査としては、科学技術研究調査(総務省)、法人企業統計調査(財務省)及び経済構造実態調査(総務省、経済産業省共管)がある。令和7年調査までは、それぞれの統計調査からデータ移送を行うが、令和8年調査からは、調査実務の効率化のため法人企業統計調査(資本金5億円以上のもの)からのみデータ移送を行う。

# 3. 行政記録情報等の利活用

本調査で把握する調査事項と類似の事項が把握されている行政記録情報は確認できない。

# 4. 事業所母集団データベースを利用した重複是正等

本調査は全数調査として行っていることから、重複是正の対象とはならない。令和8年調査の調査結果名簿の履歴登録については、令和9年7月下旬までに行う予定。